

# 箱根町行政改革大綱推進計画等の 取組状況の検証について

平成 27 年 2 月 16 日

平成 26 年度第 4 回箱根町行財政改革有識者会議

平成 27 年 2 月 16 日

第 4 回箱根町行政改革有識者会議

## 箱根町行政改革大綱推進計画等の取組状況の検証の進め方

### 1 タイムスケジュール

時間（予定）	取組項目		主管課
15：10 ～ 15：30	1	収入未済金の削減	税務課
15：30 ～ 15：50	2	広告収入・ふるさと納税など税外収入の増加	企画課
15：50 ～ 16：10	3	パブリックコメントの実施	企画課
16：10 ～ 16：20	休 憩		
16：20 ～ 16：50	4	多様化する福祉分野の行政サービスについて	健康福祉課
16：50 ～ 17：30	5	箱根町財政健全化プラン	財務課

### 2 主管課出席者

課等名	出席者			
税務課	税務課長	勝俣 雅幸		
	特別滞納整理専任課長	一寸木 隆之	収納係長	小川 雅央
健康福祉課	健康福祉課長	八木 美栄子	高齢福祉係長	田澤 孝

### 3 進行の手順

次の手順により、1 項目あたり原則 20 分で実施します。

※ただし、取組項目 4、5 の説明及び質疑応答は次のとおりとします。

〔多様化する福祉分野の行政サービスについて：説明 10 分、質疑応答 20 分〕  
〔箱根町財政健全化プラン：説明 15 分、質疑応答 25 分〕

(1) 主管課による事業概要の説明 … 【5 分】

- ・町の担当者が、「箱根町行政改革大綱推進計画の取組状況確認表」等に沿って、事業の取組実績、課題、今後の進め方等を説明します。
- ・有識者会議委員は、必要に応じて「箱根町行政改革大綱推進計画の項目別メモ（評価作業用）」に評価、意見等を記入します。

(2) 質疑応答 … 【15 分】

- ・有識者会議委員と町の担当者との間で質疑応答を行います。

(3) 有識者会議委員の評価・意見等のとりまとめ

- ・有識者会議委員が作成した「箱根町行政改革大綱推進計画の項目別メモ（評価作業用）」を事務局に提出していただき、評価、意見等のとりまとめを行います。

## 箱根町行政改革大綱推進計画の取組状況確認表

主管課	番号
税務課	1

基本方針	2	簡素で効率的な行政運営
取組項目	(4)	財政の強化・安定
実施項目	収入未済金の削減	
	取組年度	22 ~ 26
現状 (これまでの経緯)	町税収入は一般会計の歳入総額の70%以上を占め、自主財源の根幹である。平成16年の「財政再建プラン」、さらには平成21年の「財政健全化プラン」に基づき、徴収率90%以上を目標数値として掲げている。	
取組の内容	徴収率を90%以上とする。更に現年度分については、前年度の徴収率を超えることを目標とする。	

年度	取組計画	取組実績(徴収率)			評価※1
		全体	現年度	滞納繰越分	
22	徴収率90%以上達成	88.43%	96.92%	13.52%	△-1
23	徴収率90%以上達成	88.50%	97.29%	14.13%	△-1
24	徴収率90%以上の達成・未達成事項の検証	88.44%	97.51%	14.76%	△-1
25	徴収率90%以上達成	90.68%	97.94%	29.98%	○
26 (予算)	徴収率90%以上達成	90.00%	98.80%	13.20%	○

※1 取組実績の評価区分(◎:予定以上の進捗, ○:予定通りの進捗, △-1:予定未達の進捗, △-2:実施しないことを決定, ×:実施せず)

### 取組成果・効果額

景況感の回復とともに徴収率も改善傾向にあるが、口座振替の推奨やコンビニエンスストア収納の導入等により納付機会を拡充してきたことや、財産調査を行い滞納者と資力に応じた折衝をすることで、分割納付等に柔軟に対応してきたことが、徴収率の向上の一助になっていると思われる。  
また、大口滞納者に対しては不動産差押、さらには公売を行うなど滞納整理の強化にも取り組んだ。  
※これまでの徴収率の推移については、資料1のとおり

計画期間における取組状況	達成度 ※2	達成度の理由
	B	平成25年度に町税の徴収率は目標値である90%以上を達成した。平成26年度も目標値を達成できると見込んでいる。 これは滞納繰越分について大口納付があったためであるが、納付に結び付いた背景には差押等の滞納処分が影響していると考える。今後も滞納繰越分について、きめ細やかな滞納整理を実施し滞納処分の強化を図っていききたい。 なお、現年度分については納税折衝等により、引き続き徴収率の向上を目指していききたい。
行政改革の観点からの有効性	有効性 ※3	有効・有効でない理由
	A	目標値を設定することで、徴収の強化を図るとともに、引き続き現年度分の徴収率の向上を目指す。
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・滞納整理は個人の財産を処分することから法に則った調査や手続きを踏まえる必要があり、手間のかかるほか、滞納整理のスキルが求められることが多い。</li> <li>・本町の滞納状況として、大口滞納者は徐々に減少傾向にあるが、小口滞納者が多く見受けられる。</li> </ul>	
課題解決に向けた改善策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種研修会に参加し、徴収スキルを習得するほか、役場内でも職員間で勉強会を実施しスキルの伝承等に努める必要がある。また、徴収事務に時間を多く費やすことができるよう事務の合理化を行う必要がある。</li> <li>・財産調査を行い、悪質な滞納者に対しては給与差押等の滞納処分を行うほか、神奈川県が主導している特別徴収の推進に町としても取り組んでいく。</li> </ul>	
平成27年度以降の進め方	平成27年度取組計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・督促状に納付書を同封すること等により、納付機会の改善や徴収事務に取り組む時間の確保を図る。</li> <li>・法人・個人の申告書等の調査を行う等、滞納整理の強化に取り組む。</li> <li>・事業所を訪問する等、更なる特別徴収の推進に取り組む。</li> </ul>
	今後の取組方針(展望)	徴収スキルを向上させ、悪質な滞納者に対し、差押や公売を行うことで徴収率の向上に努める。

※2 達成度の評価区分(A:十分に達成, B:概ね達成, C:半ば達成, D:ほとんど達成せず, E:未実施・未着手)

※3 有効性の評価区分(A:行政改革の観点から有効である, B:行政改革の観点からあまり有効でない, C:行政改革の観点から有効でない)

行財政改革有識者会議委員の確認事項・質問等

## 箱根町行政改革大綱推進計画の取組状況確認表

主管課	番号
企画課	2

基本方針	2	簡素で効率的な行政運営		
取組項目	(4)	財政の強化・安定		
実施項目	広告収入・ふるさと納税など税外収入の増加		取組年度	23 ~ 26
現状 (これまでの経緯)	使用料・手数料の見直しについては、厳しい財政状況が続くなか、平成15年度に「財政再建対策本部会議」を設置し、そのなかで、「受益者負担の適正化」を重点項目の一つに位置づけた。その後、平成15～16年度にかけて「使用料・手数料等受益者負担の適正化専門部会」において調査研究を行い、それら研究結果を踏まえ、各課等が使用料・手数料の見直しを行ってきたものである。 ※使用料・手数料の基本的な考え方及びこれまでの改定経緯については、資料1のとおり ※研究結果報告書については、資料2とおり			
取組の内容	使用料・手数料の見直しを行う。			

年 度	取組計画	取組実績	評 価 ※1
22	—		
23	見直し	過去に行った「使用料・手数料等受益者負担の適正化専門部会」での報告書に基づき、使用料・手数料に対する考え方を再確認した。	○
24	見直し・料金等の改定	使用料・手数料の適正化のため、公共施設の現状調査を実施した。	○
25	見直し・料金等の改定	公共施設の現状と課題を把握するために作成する公共施設白書のなかで、施設使用料等の調査を実施した。	○
26 (見込)	料金等の改定	使用料・手数料の見直しについては、財務課により、消費税率の引き上げに伴う料金改定状況の調査を行った。	△-1

※1 取組実績の評価区分(◎: 予定以上の進捗, ○: 予定通りの進捗, △-1 予定未満の進捗, △-2: 実施しないことを決定, ×: 実施せず)

<b>取組成果・効果額</b>	税外収入の増加に関する実施項目について、税外収入の増加を図る取組みとして、ふるさと納税制度の見直しを行ったこと等により、5年間で1,543万円(バナー広告:558万円ふるさと納税:985万円)の収入を得ることはできたが、使用料・手数料の見直しについては、料金改定までには至らなかったため、収入増にはつながらなかった。
-----------------	--

	達成度 ※2	達成度の理由
計画期間における取組状況	D	使用料・手数料については、公共施設白書の作成過程において、現状の維持管理状況を把握することのみにとどまり、計画どおり進捗しなかった。
	有効性 ※3	有効・有効でない理由
行政改革の観点からの有効性	A	使用料・手数料の見直しは、受益者負担の原則からも有効であり、長い間改定していない現状の料金体系を踏まえると、料金改定は不可欠である。
課題	毎年度、予算編成時等の場において、各課等に対し、「使用料、手数料は、受益者負担の原則に立ち、適正な料金に見直すこと」を指示しているが、本取組項目の主管課として、具体的な方針や適正料金を決定するための明確な基準を示せなかった等の理由により、取組期間での料金改定を実施することができなかった。	
課題解決に向けた改善策	平成15～16年にかけて「使用料・手数料等受益者負担の適正化専門部会」での報告書を基本として、使用料、手数料の基本的な考え方や、算定方法、料金の見直し周期等を明確にしたうえで、各課等が当該方針に沿って料金の見直しを図っていく必要がある。	
平成27年度以降の進め方	平成27年度取組計画	
		上記改善策に基づき、平成28年度予算編成時には、使用料・手数料の改定ができるように、使用料・手数料に係る基本方針を策定する。
	今後の取組方針(展望)	使用料・手数料については、定期的に見直しを実施するとともに、単に料金を改定するだけでなく、収益の低下を招くことがないように、これまで以上に利用者や利用率の増加に努めていくものとする。

※2 達成度の評価区分(A:十分に達成, B:概ね達成, C:半ば達成, D:ほとんど達成せず, E:未実施・未着手)

※3 有効性の評価区分(A:行政改革の観点から有効である, B:行政改革の観点からあまり有効でない, C:行政改革の観点から有効でない)

行財政改革有識者会議委員の確認事項・質問等

## 箱根町行政改革大綱推進計画の取組状況確認表

主管課	番号
企画課	3

基本方針	1	町民と行政との協働の推進
取組項目	(3)	重要施策に対する意見募集
実施項目	パブリックコメントの実施	
	取組年度	22 ~ 26
現状 (これまでの経緯)	町内におけるパブリックコメント手続きについては、統一的なルールがなかったため、町民のまちづくりへの参加を促進するとともに、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図るため、平成21年4月に箱根町パブリックコメント手続に関する要綱を制定した。 ※パブリックコメント制度の概要については、資料1のとおり	
取組の内容	箱根町自治条例基本条例の規定に基づき、パブリックコメントを実施し、施策に反映する。	

年 度	取組計画	取組実績	評 価 ※1
22	パブリックコメントの実施・施策等への反映	観光課1件、健康福祉課1件、上下水道温泉課1件の計3件の計画等において、パブリックコメントを実施した。	○
23	パブリックコメントの実施・施策等への反映	企画課2件、観光課1件、健康福祉課3件、環境課1件の計7件の計画等において、パブリックコメントを実施した。	○
24	パブリックコメントの実施・施策等への反映	健康福祉課4件、都市整備課2件、議会事務局1件の計7件の計画等において、パブリックコメントを実施した。	○
25	パブリックコメントの実施・施策等への反映	健康福祉課1件の計画において、パブリックコメントを実施した。	○
26 (見込)	パブリックコメントの実施・施策等への反映	企画課1件、総務防災課1件、健康福祉課3件、子育て支援課2件、都市整備課1件、生涯学習課1件、消防本部1件の計10件の計画等において、パブリックコメントを実施した。 ※取組実績の詳細については、資料2のとおり	○

※1 取組実績の評価区分(◎: 予定以上の進捗, ○: 予定通りの進捗, △-1 予定未達の進捗, △-2: 実施しないことを決定, ×: 実施せず)

### 取組成果・効果額

箱根町自治基本条例の規定に基づき、重要な計画などの策定に当たり、事前に案を公表することで、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図ることができた。また、各課等においても、積極的にパブリックコメントを実施する傾向にあり、計画策定過程におけるパブリックコメントの実施が定着してきている。

	達成度 ※2	達成度の理由
計画期間における取組状況	B	パブリックコメント制度を整備したことにより、庁内においてはパブリックコメント手続きを浸透、定着させることができた。
	有効性 ※3	有効・有効でない理由
行政改革の観点からの有効性	A	計画策定にあたり、町民から意見を求める機会を設けることは、行政改革の観点からも有効な手段である。
課題	<p>パブリックコメントの実施にあたっては、町広報紙及び町ホームページにより周知を図り、町役場、出張所窓口及び町ホームページにより計画案を公開しているものの、町民からの意見がほとんど出ないため、町民のまちづくりへの参加促進につながっているとは言い難い。</p> <p>【意見の提出実績】H22:4件、H23:5件、H24:1件、H25:0件、H26:0件</p>	
課題解決に向けた改善策	<p>パブリックコメントは誰でもいつでも意見を提出できるというメリットはあるが、多くの町民からの意見を効果的に把握するためには、審議会の設置や、町民との意見交換会など、複数の手法を組み合わせる必要がある。</p>	
平成27年度以降の進め方	平成27年度取組計画	<p>庁内におけるパブリックコメント手続きは定着してきていることから、町民に、制度や計画案の周知を図るため、わかりやすい資料の作成に努めるとともに、計画等に応じ、十分な周知期間を設けるようにする。</p>
	今後の取組方針(展望)	<p>パブリックコメントをはじめ、多様な手段により町民からの意見を把握するために、まちづくり懇談会等の対話型の意見聴取方法を積極的に実施していくなど、広聴機能の充実を図っていく。</p>

※2 達成度の評価区分(A:十分に達成, B:概ね達成, C:半ば達成, D:ほとんど達成せず, E:未実施・未着手)

※3 有効性の評価区分(A:行政改革の観点から有効である, B:行政改革の観点からあまり有効でない, C:行政改革の観点から有効でない)

行財政改革有識者会議委員の確認事項・質問等

## 箱根町の福祉分野における取組状況確認表

主管課	番号
健康福祉課	4

<b>実施項目</b>	多様化する福祉分野の行政サービスについて							
<b>■箱根町第5次総合計画における位置づけ</b>								
まちづくりの政策	1	健康でいきいきと暮らせるまちづくり						
まちづくり基本施策	3	いきいきと暮らせる地域社会づくり						
まちづくり施策	7	高齢者福祉の充実						
<b>■施策を推進するための主な事務・事業</b>								
<b>事務・事業等の名称</b>		<b>内 容</b>						
1	ひとり暮らし老人等緊急通報システム事業	ひとり暮らしで慢性疾患により日常生活に注意を要する状態にある高齢者を対象に緊急通報装置を設置している。H27年1月現在47台設置						
2	配食サービス事業	疾病等により食事の調理が困難であり、かつ、見守りが必要な高齢者に対し、配食サービスを実施している。H27年1月現在49人が登録						
3	介護サービス利用者支援事業	要介護4または、5と判定された町民税非課税世帯の在宅高齢者に対し、紙おむつ等を毎月1回1セット支給し、負担の軽減を図っている。H27年1月現在5人が登録						
4	老人福祉センターやまなみ荘整備事業	老人福祉センターを長中期修繕計画に基づき、必要な修繕を実施し、利用者の利便性の確保、安全対策、維持管理を実施している。						
5	老人生きがい対策事業	高齢者の健康保持、交流の場の提供、教養の向上等を目的とした事業（老人スポーツ大会や老人大学など）を展開している。						
<b>■高齢者福祉を取り巻く現状（これまでの経緯）</b>								
<p>本町の高齢化率は、平成26年12月末現在、33.8%となっており、国（25.8%）、県（22.8%）の平均を上回っている。介護保険サービスが導入された平成12年度と比較すると、その当時の高齢化率は、22%であり、11.8ポイントの増、また、要支援・要介護認定者については、360人に対して、平成27年1月末現在634人と、76%の増となっている。</p> <p>一人暮らしや夫婦のみの高齢者世帯、介護が必要な高齢者の増加に伴い、在宅医療・介護・福祉に関する幅広い相談が増えることを受け、在宅医療連携拠点事業として、平成26年1月から在宅医療や介護・福祉に関する相談業務の経験のある看護師を雇用し、「在宅医療・介護・福祉に関する相談窓口」を設置した。また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう「地域包括ケアシステム」の構築を図るため、平成26年度から高齢福祉係に保健師を配置した。さらに、介護保険系の保健師と高齢福祉係の保健師、医療・介護・福祉に関する相談窓口の看護師が連携を図り、介護予防、認知症予防の普及啓発活動の企画立案や家庭訪問を通じてのアセスメント、課題解決へのアプローチ、医療機関や介護サービス事業所等と高齢者とその家族をつなぐ連携支援を行っている。</p> <p>その他、国が介護保険法で定め、平成27年度から実施することとなる「地域ケア会議」（高齢者が安心して地域で生活できるよう、保健、福祉、医療、介護等の各種サービスや社会資源の総合的な調整を目的とした会議）を平成26年度から試行的に実施している。</p> <p>※町の高齢化率の推移については、資料1のとおり          ※地域包括ケアシステムの概要については、資料2のとおり</p>								
<b>取組成果・取組に要した費用等</b>								
<p>高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう高齢者福祉の充実を図っているが、高齢者数の増加等に伴い、高齢者福祉に係る支出も増えている状況である。</p> <p>《参考》          高齢者福祉関係決算額（老人福祉費）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">・平成25年度 193,505千円</td> <td style="width: 33%;">・平成22年度 177,568千円</td> </tr> <tr> <td>・平成24年度 175,720千円</td> <td>・平成21年度 177,632千円</td> </tr> <tr> <td>・平成23年度 174,142千円</td> <td></td> </tr> </table>			・平成25年度 193,505千円	・平成22年度 177,568千円	・平成24年度 175,720千円	・平成21年度 177,632千円	・平成23年度 174,142千円	
・平成25年度 193,505千円	・平成22年度 177,568千円							
・平成24年度 175,720千円	・平成21年度 177,632千円							
・平成23年度 174,142千円								

<b>■課題・改善策</b>	
<b>現在の課題</b>	<p>本町の高齢者数は増加を続け、平成29年度には35.6%まで上昇するものと推計されており、今後はより一層、介護予防事業の重要性が高まるとともに、認知症施策の推進や高齢者の多様な生活スタイルを重視したまちづくりなどが課題となっている。</p> <p>また、高齢化の進展に伴い、相談件数や業務量の増加が見込まれるとともに、「地域包括ケアシステム」の中心となり、基幹的な役割を担う地域包括支援センターの機能強化が課題となっている。</p>
<b>課題解決に向けた改善策</b>	<p>増え続ける高齢者に対する対策が急務であると考え、国は、介護保険法の改正を実施し、平成27年度の制度改正では、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年(2025年)を見据え、「地域包括ケアシステム」の構築を目指すこととしており、各市町村が地域の実情にあった介護サービスや介護予防事業を展開し、地域包括ケアシステムを構築していくこととなっている。</p> <p>そこで、本町では、まず、在宅医療と介護の連携を図るため「在宅医療・介護・福祉相談窓口」を設置するとともに、地域ケア会議を平成26年度から導入し、今後も地域の実情にあった施策展開が必要であると考えている。</p>
<b>■平成27年度以降の進め方</b>	
<b>平成27年度の取組予定</b>	<p>介護保険法の改正に伴い、平成27年度から施行される地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みの柱となるものが「新しい介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)」であり、市町村が地域の実情に併せて次の5つの施策を平成29年度までに実施していくこととなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅医療と介護の連携を推進</li> <li>・認知症施策を推進(認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進委員の導入)</li> <li>・地域ケア会議を推進</li> <li>・生活支援サービスの充実・強化</li> <li>・介護予防</li> </ul> <p>平成27年度は、社会資源の把握や、関係機関との協議などこれらの施策の導入や拡充にむけた準備を行う。</p> <p>※地域包括ケアシステムの構築に向けた具体的な地域支援事業の概要については、資料3のとおり</p> <p>※認知症施策の概要については、資料4のとおり</p>
<b>今後の取組方針(展望)</b>	<p>疾病等を抱えても自宅等の住み慣れた生活の場で最後まで自分らしい生活を続けられることができるよう医療・介護・予防・住まい・生活支援の連携と拡充を図る。</p>
<b>行財政改革の視点による取組</b>	<p>本町は山岳地形により5地域に分散されており、医療機関や介護保険サービス提供事業所が少なく、国が求める地域包括ケアシステムを確立し、強化していくためには、地域の連携や近隣自治体と連携するなど、町の実情に合った施策展開を模索していくことが必要であると考え。</p> <p>そのため、職員の増員を含めた必要な人材の確保や財源の確保が重要であるとともに、行政だけでなく社会福祉法人やボランティア団体等と協議体を形成し、地域と一体になった生活支援・介護予防の基盤整備を行い、介護給付費や介護予防事業費の抑制を図ることで、結果的に経費等の削減につなげてきたい。</p> <p>また、地域と行政の要となる地域包括支援センターの機能強化に努め、効率的な人員配置をすることで、必要な人に必要な支援が行き届くようにしていくことが大変重要であると考えている。</p> <p>※生活支援・介護予防の基盤整備の概要については、資料5のとおり</p>
<b>行財政改革有識者会議委員の確認事項・質問等</b>	

## 箱根町財政健全化プランの取組状況確認表

主管課	番号
財務課	5-1

目 標	毎年度の経常的経費 19億円以内	取組年度	22 ~ 26
取組の内容	事務効率の見直しや現行施設の閉鎖なども含めたあらゆる方法で経費の節減を図り、経常経費当初予算額を19億円以内とする。		
5年間の目標額	歳出削減額 3億4,000万円		

年 度	各課見込額(A)※1	削減目標額	予算計上額(B)	削減額 (A) - (B)	評 価 ※2
22	19億4,200万円	4,200万円	19億3,900万円	300万円	△-1
23	19億6,200万円	6,200万円	19億4,900万円	1,300万円	△-1
24	19億7,200万円	7,200万円	19億2,900万円	4,300万円	△-1
25	19億9,200万円	9,200万円	19億5,200万円	4,000万円	△-1
26 (見込)	19億7,200万円	7,200万円	20億5,200万円	△8,000万円	△-1
合 計	/	3億4,000万円	/	1,900万円	/

※1 各課見込額(A)は、21年5月に各課に照会した財政推計に基づく見込額

※2 取組実績の評価区分(◎: 予定以上の進捗, ○: 予定通りの進捗, △-1 予定未達の進捗, △-2: 実施しないことを決定, ×: 実施せず)

### 取組成果・効果額

各課見込額に対し5年間での削減額は1,900万円に留まり、目標額3億4,000万円は達成できなかった。

課題	経常的経費については毎年度の予算編成方針で5%削減するよう示し経費の節減に努めてきたが、職員削減に伴う臨時職員の雇用や委託料等労務単価の改定などによる増の要因もあり、これ以上の大幅な削減は厳しい状況である。
課題解決に向けた改善策	優先度の低い事務の廃止・整理統合や執行方法を工夫するなど、より一層の行財政改革に取り組んでいく。

### 行財政改革有識者会議委員の確認事項・質問等


## 箱根町財政健全化プランの取組状況確認表

主管課	番号
財務課	5-2

目 標	毎年度の特別会計への繰出金総額 9億円以内	取組年度	22 ~ 26
取組の内容	個々の特別会計において、受益と負担の適正化や徴収率の向上などによる歳入確保や事務的経費の節減など、効率的で健全な会計運営に向けて努力することにより、特別会計への繰出金を削減する。		
5年間の目標額	歳出削減額 6億6,600万円		

年 度	見込額(A)※1	削減目標額	決算額(B)	削減額 (A) - (B)	評 価 ※2
22	10億2,900万円	1億2,900万円	8億2,300万円	2億 600万円	◎
23	10億 200万円	1億 200万円	7億9,700万円	2億 500万円	◎
24	10億1,100万円	1億1,100万円	8億1,900万円	1億9,200万円	◎
25	9億5,000万円	5,000万円	8億2,400万円	1億2,600万円	◎
26 (見込)	11億7,400万円	2億7,400万円	8億5,800万円	3億1,600万円	◎
合 計	/	6億6,600万円	/	10億4,500万円	/

※1 見込額(A)は、「22年度～28年度における実施予定事業及び財政推計」の額

※2 取組実績の評価区分(◎: 予定以上の進捗, ○: 予定通りの進捗, △-1 予定未達の進捗, △-2: 実施しないことを決定, ×: 実施せず)

### 取組成果・効果額

毎年度の繰出金総額9億円以内及び5年間の削減目標額は、いずれも達成できる見込みである。

課題	国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の各特別会計への繰出金の大部分は法定(法律上、義務的に一般会計が負担しなければならない)繰出しである一方、高齢化の進展や医療技術の進歩により医療・介護給付費は年々増加傾向にあることから大幅な繰出金の減額は難しい。
課題解決に向けた改善策	給付費の増に対しては、介護予防・各種保健事業を一層充実させるなど医療機関にかからない・介護にならないような施策を展開することにより、医療費の抑制を図る。

### 行財政改革有識者会議委員の確認事項・質問等


## 箱根町財政健全化プランの取組状況確認表

主管課	番号
財務課	5-3

目 標	毎年度起債額 5億円以内	取組年度	22 ~ 26
取組の内容	借入金(起債)を抑制するため、毎年度の起債額を引き続き5億円以内(22年度～26年度)までの5年間の起債総額25億円以内)とする。		
5年間の目標額	歳出削減額(公債費) 1億300万円、起債残高削減額16億円以上		

年 度	起債借入額	公債費削減目標額	公債費削減額	起債残高削減目標額	起債残高削減額	評 価 ※2
22	4億4,300万円		400万円	3億3,000万円	3億8,000万円	○
23	2億3,600万円	800万円	2,000万円	3億3,000万円	6億3,000万円	◎
24	4億2,900万円	1,600万円	3,000万円	3億1,000万円	3億4,000万円	○
25	8億9,100万円	2,300万円	5,200万円	3億3,000万円	△5,000万円	△-1
26 (見込)	4億1,900万円	5,600万円		3億4,000万円		
合 計	24億1,800万円	1億300万円	1億600万円	16億4,000万円	13億円	/

※1 25年度の起債借入額が多額なのは、土地開発公社解散に伴い第三セクター等改革推進債(6億5,140万円)を借り入れたため。

※2 取組実績の評価区分(◎: 予定以上の進捗, ○: 予定通りの進捗, △-1 予定未達の進捗, △-2: 実施しないことを決定, ×: 実施せず)

### 取組成果・効果額

起債額を抑制したことにより、公債費削減目標額及び起債残高削減目標額は達成できる見込みである。

課題	既存の町有施設(道路・水路等を含む)の多くが老朽化が進んでいる中で、今後建て替えや大規模改修が必要となり、その財源に充てる起債が増加することが見込まれる。
課題解決に向けた改善策	財源不足が深刻化している中、後年度に大きな負担を強いることとなる起債は安易に行わず、引き続き行財政改革に取り組むとともに新たな税の導入を早急に進める。

### 行財政改革有識者会議委員の確認事項・質問等


## 箱根町財政健全化プランの取組状況確認表

主管課	番号
財務課	5-4

目 標	毎年度の財政調整基金の積立 5,000万円以上	取組年度	22 ~ 26
取組の内容	決算剰余金の積み立てを行い、一方では、取崩しは行わないことを前提にして、毎年度財政調整基金に5,000万円以上積立てる。		
5年間の目標額	財政調整基金残高 9億円以上		

年 度	積立額(A)	取崩額(B)	増減額(A) - (B)	基金残高	評 価 ※1
22	2億9,200万円	1億3,000万円	1億6,200万円	6億8,400万円	◎
23	1億5,800万円	2億7,400万円	△1億1,600万円	5億6,800万円	△-1
24	2億5,500万円	3億5,500万円	△1億円	4億6,800万円	△-1
25	2億1,400万円	4億2,500万円	△2億1,100万円	2億5,700万円	△-1
26 (見込)	3億3,200万円	1,900万円	3億1,300万円	5億7,000万円	◎
合 計	12億5,100万円	12億 300万円	4,800万円	/	/

※1 各課見込額(A)は、21年5月に各課に照会した財政推計に基づく見込額

※2 取組実績の評価区分(◎: 予定以上の進捗, ○: 予定通りの進捗, △-1 予定未達の進捗, △-2: 実施しないことを決定, ×: 実施せず)

### 取組成果・効果額

前年度繰越金(決算剰余金)から繰越金予算計上額を差し引いた額を積んでいることから毎年5,000万円以上を積立れているが、年度中途に必要となる補正予算の財源や災害関連経費(除排雪・東日本大震災復興)に充てるため取崩しも行っている。

課題	財政状況が非常に厳しい中、不足の財源に基金を充てているため基金残高は年々減少している。
課題解決に向けた改善策	27年度で計画的な財政運営を行うための基金は底をつく見込みであることから、新たな税の導入を早急に進めていく。

行財政改革有識者会議委員の確認事項・質問等	